

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 23 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

児童生徒等の宗教に関する相談対応についての研修会
の動画視聴について

令和6年7月26日付事務連絡「児童生徒等の宗教に関する相談対応についての研修会の開催について」において依頼した標記研修会について、別添のとおり動画の視聴方法を連絡します。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

なお、受講者への周知に際しては、元信者などの発表者のプライバシーに十分配慮するよう御指導の程よろしく申し上げます。

また、当初予定していた視聴期間を2週間延長し、令和6年9月13日（金）までとしたことを念のため申し添えます。

本件担当 : 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第一係
電話 03-5253-4111 (内線3299)
E-mail s-sidoul@mext.go.jp

児童生徒等の宗教に関する相談対応についての研修会

1 日程

令和6年8月26日（月）～令和6年9月13日（金）

2 動画視聴方法

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbDIInjdew7Q8ErKoQb_dwf8

※上記日程の間、こちらのリンク先にて動画を公開します。

※研修内容について適宜メモをとることは差し支えないが、スマートフォン等による撮影や録画・録音については差し控えていただきたい。

また、研修内容について、SNS等を通じた不特定多数への情報発信についても併せて差し控えていただきたい。

3 研修対象者

- (1) 各学校の教育相談担当者
- (2) 今年度各都道府県・市区町村教育委員会に雇用されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- (3) 各都道府県・市区町村教育委員会の教育相談担当者

4 議事

○行政説明

- ・教育相談体制の充実について（文部科学省）
(約 19 分)
- ・保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待について（こども家庭庁）
(約 16 分)
- ・こども・若者の救済に係る教育関係者等と連携した取組（法務省）
(約 16 分)

○発表

- ・児童生徒等の宗教に関する相談対応の在り方について【カウンセリング編】
(約 31 分)
- ・児童生徒等の宗教に関する相談対応の在り方について【元信者等編】
(約 32 分)

5 研修後アンケート

<https://forms.office.com/r/PNQApewqU2>

※研修受講者ごとに上記リンク先にアクセスの上、アンケートに御協力をお願いします。

※アンケート内容は、都道府県、属性、学校種、受講方法、感想等（自由記述）です。

※回答期限は令和6年9月20日（金）までとします。

6 その他

- ・研修受講者等においては、元信者などの発表者のプライバシーに十分配慮されたい。
- ・今回の動画の視聴については、基本的に各学校の教育相談担当者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による個別の視聴を想定してはいますが、教育委員会等において今回の動画を活用した研修会の実施等を妨げるものではありません。